

狛江市条例第**24**号

狛江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和8年**10**月**6**日

狛江市長

松原俊雄

狛江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 8 年10月 6 日
条例第24号

狛江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第62号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、<u>支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。</u>）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 （乳児等通園支援事業所内部の規程） 第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）～（5） （略） （6） 利用定員 （7）～（11） （略）	（乳児等通園支援事業所内部の規程） 第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）～（5） （略） （6） <u>乳児及び幼児の区分ごとの</u>利用定員 （7）～（11） （略）

改 正 後	改 正 前

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。